

筑後商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

（目的）

第1条 本規約は、「生命共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本制度の対象者は、「LL生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

（運営費）

第3条 本制度に係る運営費は、「LL生命共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

（責任開始日）

第4条 本制度の責任開始日は、「LL生命共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

（保障期間）

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

（失効）

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

（給付内容）

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

（給付手続き）

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

（規約の制定・改廃）

第9条 本規約の制定および改廃は、総会の決議により行う。
※給付内容「別表1」、給付手続「別表2」の改廃は、常議員会の決議により行う。

（附則）

第10条 本規約は、令和元年11月1日から施行する。

以上

別表 1

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（11月1日～10月末日）に2回の支払いを限度とします。

Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
2,500円	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 事故入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として4日以内の継続入院したときに、次の事故入院見舞金を支払います。

但し、1年間（11月1日～10月末日）に1回の支払いを限度とします。

Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
2,500円	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として10日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（11月1日～10月末日）に1回の支払いを限度とします。

Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
2,500円	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院10日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の10日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

別表 1

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
2,500円	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の結婚の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 出産祝金

加入者またはその配偶者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
2,500円	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の出産の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 成人祝品

本制度の加入者（1年以上加入）で保障期間中に成人を迎えた場合、祝品を進呈します。

■ 厄開け祝品

本制度の加入者（2年以上加入）が1月時点で男性42歳、女性33歳の場合に、祝品を進呈します。

■ LL75祝品

本制度の加入者（2年以上加入）が10月時点で75歳6ヶ月を超えた、制度満了の方について、祝品を進呈します。

別表2

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が事故通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故入院見舞金の請求手続

加入者が事故入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

- ・ 商工会議所は病気入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・ 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。